

# St. Luke's International University Repository

## 生命倫理におけるミシェル・フーコーの可能性

|       |                                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2008-03-11<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 倉爪, 真一郎<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/10285/1291">http://hdl.handle.net/10285/1291</a>                          |

This work is licensed under a Creative Commons  
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0  
International License.



## 論 説

## 生命倫理におけるミシェル・フーコーの可能性

倉爪真一郎<sup>1)</sup>

## Possibilities of Michel Foucault in Bioethics

Shinichiro KURATSUME, Political Thought, Master of Jurisprudence<sup>1)</sup>

## 〔Abstract〕

The ethics of Michel Foucault provide the following suggestions on the patient-family-doctor (nurse) relation in terminal care. First, this relation is based on the ethics of changing the subject to access the truth (death). Secondly, this relation is a gift-thanks relation based on the ethics in verbal communication.

〔Key words〕 autonomy, trust, property, Michel Foucault

## 〔要 旨〕

ミシェル・フーコー晩年の倫理思想が、終末期医療における患者—家族—医療従事者関係の構築という課題にどう答え得るか、これが本稿の主題である。そして2つの可能性が導き出された。第一に、自己決定権（自律）と死（固有性）の関係は、死（真理）に到達するために主体をどう変化させるか、という倫理の問題として議論され得るということである。第二に、医療従事者への信頼と患者の死（固有性）を尊重するという贈与—感謝関係は、言葉を通しての倫理的関係として議論され得るということである。

〔キーワードズ〕 自己決定権（自律）、信頼、固有性、ミシェル・フーコー

## I. 序

人権とは、自分のことを自分で決める権利であると言われる<sup>1)</sup>。また民主主義とは、自分達のことを自分達で決める仕組であると言われる。そして生命倫理における自己決定権（autonomy）もまた、自分のことを自分で決める権利のことである。「本人の意志を尊重する」と言われるのは、自己決定権を尊重することに他ならない。このようにわれわれは、個人の自己決定を一つの権利として認め尊重する社会に生きている。その思想的根拠は自由主義であり、自由主義は自律（autonomy）的で理性的な個人を出発点におく。

他方生命倫理における自己決定権は、医師のパターナリズムに対する批判と反省から生まれたと言われる。自己決定権は患者中心の医療が説かれる際の拠り所である。しかし患者中心の医療とは言え、本人が重篤な状態にある場合等、そもそも自己決定が不可能な場合がある。またインフォームド・コンセントが行われたとしても、専

門知識のない人間にどれだけの情報を与えれば、本人の同意を得た（自己決定がなされた）と言い得るのかという問題もある。つまり自己決定権自体には限界がある。他方パターナリズムにも問題があるとは言え、病や死に直面すれば専門家に頼ることは当然である。従って専門知識の非対称性が権威主義に傾くことを警戒しながら、自己決定権を補うことも考えなければならない。

それではわれわれは病や死に直面したときに、自己決定権とパターナリズムの間にあって、どのような患者—医師関係を、あるいはもう少し枠を広げて、どのような患者—家族—医療従事者間の関係を考えればよいのだろうか。患者の病や死を目の前にしたとき、われわれは、もはや関係が濃密であるとは限らない「家族」を、そして専門家の専門性あるいは倫理が問われている「医療従事者」をどのように位置づければよいのだろうか。

そもそもパターナリズムは、専門家の権威主義を示すものではなく、家父長の権力形態である。つまり「家」の問題である。「家」は市場経済の中に投げ出された個

1) 聖路加看護大学 非常勤講師（法学担当） St. Luke's College of Nursing, Part-time Lecturer, Jurisprudence

人間の関係ではなく、血縁を基盤に据えた贈与と感謝を紐帯とする関係であろう。つまり家族は、個人が病と死に直面した場合に、市場経済の中では補いきれない部分を補う関係性である。福祉国家の中にあっても、家族を国家の下部組織と見てしまつては、贈与と感謝という側面は見失われてしまう。パターナリズムの中には、専門知識の非対称性に起因する権威主義とは別の側面があると思われる。自己決定権が基本だとしても、福祉国家や市場経済の論理によって生まれる歪みを補正するという視点をもって患者—家族—医療従事者間関係を考える必要があるのではないだろうか。その上で、三者間の関係をどう築けば患者本人の生にとって最善の形が得られるのかという問題に取り組む必要があるだろう。

その際、病と死（生）の捉え方について1点問題提起しておきたい。今まで自己決定という言い方をしたが、そもそも病も死（生）も誰にも決められない必然である。われわれに決められるのは、それらにどう対処するかということだけである。その意味で病も死も生も固有性（property）である。われわれは自分自身の固有性と、そして周囲の人間の固有性とう向き合うのか。とは言え、固有性には尊重するという対処しかできないように思われる。従って患者—家族—医療従事者間の関係において、患者の自己決定権を尊重するということは、患者の固有性を尊重しつつ共に生きていくということなのではなかろうか。

以上の点を踏まえて、ミシェル・フーコー（Michel Foucault, 1926-84）が晩年に展開した倫理学の可能性を考えてみたい。しかしその前に、オノラ・オニール（Onora O'neil）の『生命倫理における自律と信頼』（2002）を参考にして、もう少し論点を整理しておきたい（以下、オニールの議論に関してはautonomyの訳語を「自己決定権」ではなく「自律」とする）。

## II. 自律と信頼

オニールは、自律を再定義すると同時に、パターナリズム批判により失われてしまった専門家に対する信頼回復を企図する。彼女は、カント（Immanuel Kant）の自律概念を「原理に基づいた自律（Principled Autonomy）」として評価し、それが信頼を回復する上で有効であると言う<sup>2)</sup>。「原理に基づいた自律」とは、「意志が自分自身を同時に普遍的に立法する者と見なし得る」<sup>3)</sup>場合に成立する自律である。このカント的自律は、功利主義的自律（独立性、自己表現、選択的自由を特徴とする）のように、個人がもつ何かではない。それは義務の原理に基づく行為の問題である。その原理は自己立法によりつくられる<sup>4)</sup>。ただしそれは、つくられる法が普遍的法則たり得るように立法されるのである。ここに恣意的意志のは

いる余地はない。

それでは、このカント的自律がどういう形で専門家の信頼回復に寄与するのだろうか。少なくとも言えることは、功利主義的自律のように自律の主体を想定した上で、自己表現や選択的自由を強調することでは、自己決定権の行き詰まりは打開できないということである。そこでオニールは打開の端緒を、善や義務に基づく人権ではなく、カント的な自律の形式に見出そうとする。ただここで2つの疑問を提起しておきたい。われわれはカント的自律の形式の意義を否定しないが、人権の土台になっている固有性概念を強調することは、カント的自律の形式と相容れないのだろうか。また人権を尊重するという考え方は、他人の固有性を尊重することに他ならず、社会的関係の土台に《信頼》を据えようとするオニールの考えにむしろ寄与するのではなかろうか。この点を検討しておきたい。

まず人権の土台である固有性概念を強調することは、カント的自律の形式と相容れないのか、この点を検討してみよう。カントは次のように述べている。「目的の国では、いっさいのものは価格をもつか、さもなければ尊厳をもつか、二つのうちのいずれかである。価格をもつものは、何かほかの等価物で置き換えられるが、これに反しあらゆる価格を超えているもの、すなわち価のないもの、従って等価物を絶対に許さないものは尊厳を具有する」<sup>5)</sup>。そしてこの尊厳を具有するとされるのが理性的存在者、すなわち人格（Person）である。つまりカント的自律の形式は、人格（理性的存在者）の尊厳をもって成就すると言えよう。尊厳は価格と対比されるが、固有性とはまさに「等価物を絶対に許さないもの」であるはずだ。死を目の前にした患者とその家族、医療従事者の間では、この尊厳を軸にした関係性を構築することこそが肝要であると思われる。従ってカント的自律の形式と固有性の尊重とは相容れないものではなかろう。

次に人権の尊重、固有性の尊重は信頼に基づく社会的関係を構築することに寄与しないのか、この点を検討してみよう。オニールは、パターナリズムとインフォームド・コンセント（自己決定）の関係を論じた箇所では次のように述べる。「もしわれわれが連帯の文化を、そして人体組織の採取・保存・利用の実務におけるより高いレベルの信頼を蓄積維持しようとするならば、われわれは監査の手掛りよりむしろ《贈与関係》を目指さなければならない」<sup>6)</sup>。オニールが言いたいのは、献血や人体組織採取のように、（市場経済に委ねるよりは）贈与と感謝という関係性に委ねた方が、社会における連帯や信頼を維持できるケースもあるということであろう。だがこの点は議論を補わなければならない。なぜ贈与—感謝関係が信頼を維持するのに有効であるのか。それは、贈与する側（専門家、医療従事者）には感謝する側（患者や家

族)の固有性を尊重する姿勢があり、後者には前者に対する信頼があるからではないだろうか。

ここでジョン・ロック (John Locke) の固有性 (property; 所有権) 概念を確認しておきたい。ロックの言う固有性とは生命、自由、財産である<sup>7)</sup>。固有性とは、その人しか所有していないもの、他の誰かが所有している何かとは取り替えられないもののことである。つまり固有性とは交換不可能性である。その意味で生命は確かに固有性であり、従って死もそして病も固有性だと言えるだろう (ロックは身体、健康も固有性だと述べている)。さらに言うなら、この生命 (死、病) という固有性は超越的なものである。なぜなら、確かに自殺もあり得るが、人間にはその固有性を受け入れることしかできないからである。

そして自由、これは精神、身体、言葉に関わるという意味で人間の条件とも言うべきものである。自由は自然あるいは必然とは対立するものであり、まずもって人間の意志に関わるものである。そしてその意志の形式こそが、カント的自律の形式そのものだと言えよう。

最後に財産の固有性であるが、財産が固有性であるためには、まず労働の固有性がなければならない<sup>8)</sup>。労働の固有性は、それが人間の身体 (精神) から産み出されたことに由来する。そして財産の固有性は、この固有性たる労働によって蓄積されたことに由来する。しかし財産 (例えば金や土地) は交換不可能ではないし、労働もまたそうである (われわれは労働することで賃金を得る)。この意味で財産と労働は、交換不可能性であると同時に交換可能性でもある。交換可能であるが故に、労働も財産もいったん市場経済の波にのみこまれると、その固有性が消されてしまう。それは単に争いの火種になるのみならず、生命や自由を害することにもつながる。そうであるが故にわれわれは財産の、それにも増して労働の固有性の扱いに慎重でなければならない。労働 (人間が産み出したものという意味での固有性) の尊重は、信頼を土台とする社会的関係の構築を十分に支えるものである。

### III. フーコーの可能性

前節の議論から次の2点が確認された。第一に、自己決定権問題の解決策として提示されたカント的自律は、固有性を尊重する考え方と調和し得るものである。第二に、パターナリズム問題の解決策として提示された信頼は、贈与-感謝関係において固有性の尊重と相互的な関係にある。従って終末期における患者-家族-医療従事者関係は、カント的自律、信頼、固有性尊重、贈与-感謝関係を鍵にして構築し得ると考えられる。以上の議論を踏まえてフーコーの可能性を探ってみよう。まずカント的自律と固有性の関係である。ただしフーコーは、カ

ント的自律を西欧思想史の中で相対化して議論している。その点を考慮に入れて議論を進めよう。

フーコーは、1982年度のコレージュ・ド・フランス講義『主体の解釈学』の初回に、霊性 (spiritualité) 概念を取り上げる。スピリチュアリティ (spirituality) は、終末期ケア等において、患者の今まで人生を再評価し、自分の人生の目的や意味について納得できるよう手助けする際に議論されるだろう。しかしフーコーが捉える霊性とは、「主体が真理に到達するために必要な変形を自身に加えるような探求、実践、経験」のことである<sup>9)</sup>。これはキリスト教の枠を越えたより広い意味で用いられており、「哲学」に対立するものとして提示されている。彼の言う「哲学」とは、「主体が真理に至ることができるようにするものを問う思考の形式、主体の真理への到達の条件と限界を定めようとする思考の形式」である<sup>10)</sup>。われわれはここでフーコーが言うところの真理の意味を「翻訳」しなければならない。筆者はこれを「固有性」として考えてみたい。つまり自己の固有性としての生 (死) に到達するために、自分自身の存在様式をどのように変えるか。そういう問題として霊性の問題を捉えてみたいのである。フーコーの倫理学においては「どのような対価を払えば」という点がポイントである。そしてこの対価こそが主体の存在様式を変えることだと言われるのである。

フーコーは、この主体の存在様式を変えるという問題を、西欧思想史全体を見据える形で議論する。彼は「どのような対価を払えば私は真理に到達出来るだろうか」という問題」自体がそもそもプラトニズムの中心問題だとみている。この問題系の一つの鍵は「自己への配慮 (souci/care/heautou)」である。これは、デルフォイの神託である「汝自身を知れ」に取って代わられてしまったが、それまではそれと並んで重要な命法であった「汝自身に配慮せよ」に由来するものである。この思想は、プラトンの『アルキビアデス』に端を発し、1982年度講義に見られるように1~2世紀帝政期ローマにあっても大きな影響力をもつ。これに変化をもたらすのはキリスト教である。第一に、信仰においては (自己への配慮ではなく) 自己放棄が要求される。第二に、神学という形で、自己の変化 (修練) よりも認識を優位におく形式が確立される。

フーコーが西欧思想史上で大きな変化と捉えるのは、彼が「デカルト的契機」と呼ぶ事態である。デカルトは「どのような対価を払えば私は真理に到達出来るだろうか」という問いに対して、対価として、主体の存在様式を変えることなく、認識あるいは明証性を置くからである。デカルト自身には『省察』というタイトルにも明らかなように、真理に到達するために自己を変えようという修練の意識があったことも指摘される。しかし「わ

れ思う、故にわれあり」による認識（明証性）の優位は、西欧思想史上における大きな転機であったと、フーコーは見るのである。

それではカントはどうか。カントはこのデカルト的契機に対して、再び主体の変化（修練）という要素を導入したとフーコーは考える。「わたしは自己を普遍的主体として認識しなければならない。すなわち、わたしの行為のそれぞれにおいて、普遍的な規則に自分を一致させることによって、普遍的な主体として自己を構成しなければならない」<sup>11)</sup>。これは、オニールの言う原理に基づいた自律（カント的自律）の形式に重なる。カント的自律の形式は、固有性に到達するための、あるいは固有性を獲得するための対価として捉えられているのである。

次に、フーコーの倫理思想が、終末期医療における患者—家族—医療従事者間の関係を構築する上で有する可能性について述べる。われわれはオニールの議論から、贈与する側（医療従事者）は感謝する側（患者や家族）の固有性を尊重し、後者は前者を信頼する、そういう相互関係を考えた。それではフーコーから固有性をめぐる社会的関係性を引き出すことができるだろうか。

ここで、フーコーが主体—真理関係の延長線上で議論するパレーシア（*parrhêsia*）の問題を考えてみたい。パレーシアとは、率直な語りや自由（ラテン語の *libertas* に該当する）である。1982年度講義『主体の解釈学』から始められるこの議論は、「真理の言説をそれが必要な人に伝える」ための技術、あるいはそのような道徳的資質や態度（*êthos*）に注目する。そしてフーコーは「真理の言説の形成と伝達と獲得の規則」、つまり語る者と聞く者との個人的な関係性、そこで真理が形成され伝達されるそのゲームの規則を追求するのである<sup>12)</sup>。

フーコーは、ギリシャ・ローマにおける師弟関係の言葉のやりとりを取り上げながら、次のような議論を行う。告白という形式で問われるのは弟子の側の言葉の倫理である。それに対してパレーシアで問われるのは師の側の言葉の倫理であり、それは魂を教導する（*psychagogique*）ものである。言葉のやりとりを通じて、真理の言説を形成・伝達・獲得する中で主体の存在様式を変えることは、エロス（*erôs*）という垂直的運動（超越性を求める）と、修練（*askêsis*）という自己回帰的運動に関わる。特に後者は働きかけ（労働；*travailler*）という行為に関わる。つまり言葉のやりとりをする中で、自分の働きかけ（労働）と相手の働きかけ（労働）に触れるのである。修練とは、真理（固有性）に到達するための対価であるから、その意味で修練自体もその人間に固有のものである。つまりわれわれは、言葉のやりとりを通じて自己と他者の固有性に触れる。それはきわめて個人的な関係ではある。しかし固有性をめぐる社会的関係の構築、そして終末期医療における患者—家族—医療従事者関係の構築という

問題に有益な示唆を与える。

これは、信頼と固有性の尊重による相互関係（贈与—感謝関係）とは異なる関係性である。自己への配慮は自己統治に関わり、他者に配慮することは他者の統治に関わる。その意味でフーコーが取り上げる言葉のやりとりの関係性は、倫理と政治の緊張関係である。またエロスという垂直的關係は超越性（神、死）を追求するものであり、政治と宗教の緊張関係を孕むものである。

そもそも統治の語源的意味「船の舵をとる」（技、役割）は、「船の乗員を目的地まで安全に導く」ことを含意する。この統治概念が、ユダヤ—キリスト教文化圏で「羊飼ひ」として捉えられたことを考えれば、フーコーが企図した言葉のやりとりの関係性が、導くということを通じての他者への配慮（*care*）につながることは明らかである（例えば *pastoral care*）。われわれの問いに戻るならば、患者本人、家族そして医療従事者それぞれが、靈性概念に示されたような「自己の存在様式を変化させる」ことを念頭に置きつつ、また超越性を追求する中で、他者への配慮を考えるならば、三者関係の新たな可能性を見出すことができるのではないだろうか。

#### IV. 結

現代のわれわれは自由に生きること、自由に死ぬことも難しい。ミシェル・フーコーは『知への意志』（1976）においてそれを次のように表現した。生殺与奪の権があった時代には殺す（死なせる）権力が問題であったが、19世紀以降は生きさせる（死なせない）か、死の中に放り投げる権力が問題となったと<sup>13)</sup>。問題は自由に生きることから、自由に死ぬことに移ったのである。そしてフーコーはわれわれの死の方に影響を及ぼすこの権力を生権力（*bio-pouvoir*）と呼んだ。

『主体の解釈学』講義最終日において、フーコーは西欧思想史の一つの流れを次のように述べる。生の技法という形で生（*bios*）は技術（*tekhnê*）の相關物であったが、1～2世紀にその形に終止符が打たれる。そして生は自己試練の形式となり、新たな主体性の形が現れたと。カント的自律は自己試練の形式を再導入するものであったが、他方同じ時期に生は権力の対象にもなったのである。われわれが終末期医療における患者—家族—医療従事者関係を考える際、権力行使の対象であり、自律という自己試練（倫理）の賭金でもある生（死、病）を、固有性として捉え直すことは一つの鍵になり得るだろう。

自分の死、あるいは家族の死を目前にするとき、ひとは何らかの決定を下さなければならない。その時自分が患者の立場であれ、家族あるいは医療従事者の立場であれ、どのような患者—家族—医療従事者関係を築き、自分自身をどう変えていくのか。場合によっては、死をめ

ぐる決定が、あるいは三者関係が余りにもマニュアル化されたものになるかもしれない。また決定に際して複数の視点を導入すれば、患者本人の意志を相対的に軽く扱うことになるかもしれない。フーコー晩年の倫理学は、確かにギリシャ、ローマ、中世キリスト教の古典解釈である。しかしそのような営み（修練）こそが、死を議論することの困難と重みを示し得ると思われる。

【注】

- 1) 樋口陽一。「日本国憲法」まっとうに議論するために。東京、みすず書房、2006、9.
- 2) O'Neill, O. *Autonomy and trust in bioethics: the Gifford lectures* University of Edinburgh, 2001. Cambridge, U.K.; New York: Cambridge University Press, 2002. 74.
- 3) イマヌエル・カント。道徳形而上学原論。東京、岩波書店（岩波文庫）、篠田英雄訳、1995。115.
- 4) 2) 83-95.
- 5) 3) 116.
- 6) 2) 158.
- 7) ジョン・ロック。統治論。東京、中央公論社（中公バックス）、宮川透訳、1993。245.
- 8) 7) 208-210.
- 9) Michel Foucault. *L'hermeneutique du sujet: cours au College de France (1981-1982)*. Paris, Gallimard/Seuil, 2001. 16. [翻訳：ミシェル・フーコー。主体の解釈学。東京、筑摩書房、2001。ミシェル・フーコー講義集成、11. 19.]
- 10) 9) 16 [19].
- 11) Michel Foucault. *Dits et écrits IV, 1954-1988*. (ed.) Daniel Defert et Francois Ewald; avec la collaboration de Jacques Lagrange. Paris, Gallimard, 1994. 630-31. [翻訳：ミシェル・フーコー。ミシェル・フーコー思考集成 IX。東京、筑摩書房、2001。268.]
- 12) 9) 355-97 [421-67]
- 13) Michel Foucault. *L'Histoire de la sexualité I, La volonté de savoir*. Paris, Gallimard, 1976. 181.